

育児休業規程

(子の看護休暇)

中学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は、負傷、又は疾病にかかった当該子の世話をするため、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則に規定する年次有給休暇とは別に1年間につき10日を限度として、この看病休暇を取得することができる。但し、労使協定によって除外された以下の従業員からの子の看病休暇の申出は拒むことができる。

- (1) 入社6ヶ月未満の従業員
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

子の看護休暇は半日単位で取得することができる。

半日単位となる時間は、始業時から12時までの時間と、午後1時から就業時間までの時間とする。

子の看護休暇を取得しようとする従業員は、原則として、子の看護休暇申出書を事前に会社に提出するものとする。

給与、賞与、定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

2024/9/25就業規則改定 同日松本労働基準監督署届出